

時事新報

第千三百二十七號
明治十九年七月廿六日 月曜日
西曆六月廿五日 (丁亥)
出刊時間 午前七時五分
入館時間 午後二時三十分
電話號碼 千七百六十六
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價

一、本報定價
一月 銀一元
三月 銀三元
半年 銀六元
一年 銀十二元
以上各埠均同
二、廣告費
第一版 每行 一日 銀一元
第二版 每行 一日 銀八角
第三版 每行 一日 銀六角
第四版 每行 一日 銀五角
以上各埠均同
三、訂閱費
一月 銀一元
三月 銀三元
半年 銀六元
一年 銀十二元
以上各埠均同

時事新報

新日本國に入るの準備

我輩は日本國の文明富強を希望して片時も怠ることなく心に忘れざる者あり但し我輩は限り特に此の希望を有するに非ざらず苟くも日本國人と此日本國に在るものにして其内國に在ると外國に在るとを問はず離れか此希望と有せざるものあらんや日本國人もして日本國の文明富強を希望するの心其地居居所の如何に由て毫も厚薄の相違なしと云て差支からん若し人たり日本國の文明富強は何時の點まで達するを以て満足するやと問はんは我輩は歐米の文明國と同地位に立つを得ば足らざるや蓋し人間の文明富強には際限あるべからざる際限なき文明富強を求むるに此方より何程と限りを置くは聊か都合のやうなれども徒らに大聲を放つて到底出来べからざる相談を求むるは我輩の甚だ好まざる所あるがゆゑに先づ我々の生涯我々の力にて爲し得べし程度と訂りて我々は其事の成るを見てみよと満足せよそれ以上の事はこれの子孫に譲りて可からんと信するのみ

日本國を歐米諸國と對等の國柄と爲さんと欲して居る所のもの千と以て數ふべく又萬を以て數ふべし斯る不足驕ちの中あつてはされど決むるに彼是前後の區別を要せざる程の譯柄なれども先づ國會を開いて政事を民議に委ね全國を開放して内外人と雜居せしめ鐵道と布設して交通の便を大にする等の事は蓋し何れも急を要するの事柄たるは相違なからん近來時運の日々月に進歩すると共に國會開設の期も間近に差掛り今日既に中間僅かに三年を過ぎず彼の條約改正の事も何れの點まで運びたるか未だ詳細と知らずといへども蓋し内外の時勢を徴するに早晩治外法權を撤去して日本全國と打開き雜居雜商製造寺院を建て田地を買ふ等内外人共に勝手次第の時節到来するは思ふに今より三四年を出でることからん又鐵道布設の事も近來頗る日本國人の注意と惹起其布設れ一日も早うらんことを欲し其鐵路の一里も長からんことを欲するは情願全國の人心東西一轍に於て又日に益甚しきを加ふるもれば如き今日の有様を以て後來と推すに今より三

四年を出でずして南は九州より北は北海道に至るまで全國一通りの鐵道敷設を通ずるの日の到らんを蓋し必然の勢あるが如き斯くの如く日本の文明進歩に重要な事件と爲す國會開設、内地雜居、鐵道布設の事の如き皆今より三四年の内出来ざるものとするは是れは是れよりして日本國の政治上社會上變化は實に我々我々想像にも及ばざる程のものありて明治廿三四年以後の日本より明治十九年以前の日本を顧みたらんには雲泥の相違も當りざるの想あるべし或る必定なり其相違する所即ち文明進歩の跡ありと思へば我輩は一日も速かに廿三四年以後の新日本を見るを樂んで老の將に至らんとするを知らざるなり

然るも明治廿三四年以後の日本國として轉た目出度に日本國をらしめんとするは公に私に今日よりして十分其準備を急がざるべからず若し目下日本公私一切の事物を今の有様の儘に保存して明治廿三四年の春を迎へ此時一時に國會が開けられたる内地雜居を始めたるソレ鐵道が延びたると沙汰したるや日本國人が十分に時勢の變に應じて國を利身身益とするの覺悟の尙未だ整頓せざることもあらんかとの掛念ありとすれば今日當りて此準備を急ぐと土用の炎天に氷を持運ふと一般瞬時油斷せらるるものあらん其私の準備に屬するものは人々の一身に覺悟すべし所ありて事柄も亦千種萬端なるべし唯其眼目とする所は兎角時勢に後れざるを勉むるに在り而して其公の準備に屬するものも一個人の準備と同じく事柄の千種萬端なる無備のことなりといへども新に文明主義の法律と設け大憲法の尙は完全ならざるもこれを改正する等は最も急要の事なるべし例へば民法訴訟法を作り刑法治罪法諸條等も改正を加ふるが如きは皆此類ならん殊に我輩が歐米の文明國人に此日本國を示し又此文明國人と往來交際せんとするに當りて最も急に介して忘るゝこと能はざるものは彼の新聞條例、集會條例、又は法律などいふやうの類は是れあり文明國人の幸福に必要欠くべからざるものと爲しよと視ることも掌中珠も當りず我々日本人の久しく封建制度の空氣中を生活し居るがゆゑに自由の一義に關する感覺は殘念ながら未だ歐米人の如く鋭敏なる能はず或は我々を視て以て尋常一様の民衆例なりと爲すものも一たび歐米人の眼に映せば思ひの外に都合なるものと定まるも深山あらし又歐米人は人權の重んずべきを知り人の私事を計くを許さず左ればとて事實を直言するを議論とは稱せざるが如し況して官吏の職務は天下の公務公事をこきこれと對するの言論は如何様のものにして決して誹毀讒謔の範圍に侵入すること能はざるものゝ如し以上の事は明治廿三四年以後の新日本と進歩するの準備を急ぐに當り最も我々日本人の老案と要すべし要點からんと信するあり

官報

○大藏省告示第六十八號
明治十七年(九月)第二十四號布告大藏省證券條例ニ據り發行スル該證券見本一萬圓五千圓千圓五百圓ノ四種一枚宛北海道廳府縣廳及日本銀行本支店へ下渡ス
明治十九年七月二十四日 大藏大臣伯耆松方正義
○農商務省告示第十四號
東京農林學校ノ位置ヲ駒場ニ定ム
右告示ス
明治十九年七月二十四日 農商務次官 吉田清成
○告示第六十五號
日本橋區坂本町舊醫院ヲ東京府臨時病院分院トシ虎列刺病ノ外他ノ傳染病患者ヲ入院セシム
明治十九年七月二十四日 東京府知事 高崎五六
○虎列刺

虎列刺

流行地 新患者 新死亡
神奈川縣 七月二十日 十三人 十九人
廣島縣 同 同 同 同
神奈川縣 同 同 同 同
山口縣 同 同 同 同
神奈川縣 同 同 同 同
大坂府 同 同 同 同
京都府 同 同 同 同
兵庫縣 同 同 同 同
岡山縣 同 同 同 同
廣島縣 同 同 同 同
愛媛縣 同 同 同 同
三重縣 同 同 同 同
富山縣 同 同 同 同
合計(廿二日) 新患六百三十三人 新死亡三百四十四人

○流行地外虎列刺 北海道函館去る二十一日秋田縣より入港せし船中新患一人 群馬縣去る十七日二十一日新患三人 栃木縣去る二十一日新患二人 石川縣去る十四日十五日及十七日十八日新患六人 新患死亡三人 靜岡縣去る二十日二十一日新患二人 同死亡一人 愛知縣去る十九日二十日新患六人 同死亡三人 青森縣去る二十日二十一日新患十人 同死亡三人 德島縣去る二十一日新患一人 鳥根縣一昨二十日新患五人 新患死亡八人 鹿兒島縣去月十三日より同十九日迄新患一人死亡

朝鮮元山通信

(七月十一日發)商人時返し 先便に報告しる如く今度朝鮮政府の命よりて露領南嶺斯德より歸國したる男女三名の内にて洋服を着用せる男は咸鏡道鏡城(元山居留地と距る九十里)の地に於て十三歳の時父母に離れて浦羅斯德へ赴き専ら商業を營み居たる由にて露國語を善せり他の二人は同人の叔父と叔母の山にて何れも此程陸路京城へ赴きたり○露客月二十七日午後六時より居留地人の會議を開き居留地會と商法會議所とを合併の件其他總代理場を本

雜報

○朝鮮元山通信 (七月十一日發)商人時返し 先便に報告しる如く今度朝鮮政府の命よりて露領南嶺斯德より歸國したる男女三名の内にて洋服を着用せる男は咸鏡道鏡城(元山居留地と距る九十里)の地に於て十三歳の時父母に離れて浦羅斯德へ赴き専ら商業を營み居たる由にて露國語を善せり他の二人は同人の叔父と叔母の山にて何れも此程陸路京城へ赴きたり○露客月二十七日午後六時より居留地人の會議を開き居留地會と商法會議所とを合併の件其他總代理場を本